

南島原市基本構想の新旧対照表

○改正（令和3年策定）	●現行（平成26年策定）
<p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</p> <p>1 南島原市農業の概況</p> <p>南島原市は、長崎県の南部、島原半島の南東部に位置し、温暖な気候条件を生かして水稻・ばれいしょ・みかん・葉たばこ・畜産を主体とする農業生産を展開してきたが、近年、経営の安定と発展を図るため、いちご・トマト・アスパラガスなどの施設園芸の導入が盛んになり、多種多様な営農形態が展開されている。</p> <p>このような多種多様な営農形態を維持しつつ、高収益の作目、作型を担い手中心に導入し、地域として産地化を図り、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力の提供、農地の賃借等において、利用調整を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指している。</p> <p>また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即した農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めている。</p> <p>さらに、ICT（情報通信技術）機器を活用したスマート農業の普及、農産物の規格外品を活用した6次産業化事業や農商工連携による新規の販路拡大など、新たな視点を取り入れた更なる農業経営の発展を支援する。</p> <p>2 南島原市農業の現状と課題</p> <p>南島原市の農業構造については、昭和40年代から中核農家を中心に他産業への転業が増え始め、農業の兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、近年は、兼業化の流れも沈静化している。</p> <p>また、農業就業者の高齢化が進み、農家数は減少の一途をたどっており、農</p>	<p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</p> <p>1 南島原市農業の概況</p> <p>南島原市は、長崎県の南部、島原半島の南東部に位置し、温暖な気候条件を生かして水稻・ばれいしょ・みかん・葉たばこ・畜産を主体とする農業生産を展開してきたが、近年、経営の安定と発展を図るため施設園芸の導入が盛んになり、多様な営農形態が展開されている。</p> <p>今後は、特にこのような施設園芸において、高収益の作目、作型を担い手中心に導入し、地域として産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力の提供、農地の賃借等において、利用調整を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。</p> <p>また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即した農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。</p> <p>2 南島原市農業の現状と課題</p> <p>南島原市の農業構造については、昭和40年代から中核農家の製麺業等他産業への転業が増え始め、農業の兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、近年は、兼業化の流れも沈静化している。</p> <p>しかしながら、農業就業者の高齢化が進み、農家数は減少の一途をたどって</p>

業の担い手不足が深刻化している。

さらに、中山間地域等においては、農業就業者の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼす恐れがある。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する取り組み

南島原市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営ビジョンを明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、南島原市及びその周辺市において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（1経営体あたり概ね400万円）、年間労働時間（主たる従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の中心を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 農業経営基盤強化の促進に関する具体的方針

（1）担い手の育成に関する方針

これからの本市農業を担っていく若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者または農業に関する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤

おり、土地利用型農業を中心に農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、規模拡大を志向する農家への農地の流動化は、これまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、機械更新や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、中山間地域等においては、農業就業者の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼす恐れがある。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する取り組み

南島原市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、南島原市及びその周辺市において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり概ね400万円）、年間労働時間（主たる従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 農業経営基盤強化の促進に関する具体的手法

南島原市は、将来の南島原市の農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者または農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

(2) 関係機関による支援体制の確立

担い手に対して、南島原市、農業協同組合、農業委員会、振興局等が十分なる相互連携の下で適切な指導を行うために「南島原市担い手育成総合支援協議会」を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため、集落・地域ごとに作成された人・農地プランの作成、見直し支援等を通じ、集落での話し合いを促進する。更に、優良な経営を目指す農家や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の南島原市担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、経営改善方策の指示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来像について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

(3) 農地等の利用集積に関する考え方

農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地中間管理機構が実施する農地中間管理事業に誘導するほか、農業委員などによる農地の掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報収集に努め、両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用の増進を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農地中間管理事業を活用した農地の利用集積を推進するほか、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）や法第

まず、南島原市は、農業協同組合、農業委員会、振興局等が十分なる相互連携の下で濃密な指導を行うために南島原市担い手育成総合支援協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため、人・農地プランの作成、見直し支援等を通じ、集落での話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農家や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の南島原市担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、経営改善方策の指示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地中間管理機構が実施する農地中間管理事業に誘導するほか、農業委員などによる農地の掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の把握に努め、両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用の増進を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農地中間管理事業を活用した農地の利用集積を推進するほか、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主体である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者

14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定新規就農者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

（4）集落営農の推進

水田農業等土地利用型農業が主体である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者や認定新規就農者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、振興局の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

（5）生産組織等に関する推進

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、振興局の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体の発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第 12 条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ま

(6) 女性農業者の経営参画および地域農業への参画促進

農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

(7) 各種認定制度の推進

法第 12 条の農業経営改善計画および法第 14 条の 4 の青年等就農計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者や認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者や認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、南島原市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

(8) 圃場整備事業等各種事業の推進

地域の面的な広がりを対象とした圃場整備事業等各種事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

(9) 新たな農業経営方針の推進

環境制御装置や農業用ドローンといった ICT（情報通信技術）機器を活用したスマート農業の推進、農産物の規格外品を活用した 6 次産業化、農商工連携による新たな販路の拡大など、市単独補助事業等を活用し、関係機関が一体となって新たな視点を取り入れた農業経営を推進する。

しい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、南島原市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした圃場整備事業等各種事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

(10) その他農業経営基盤の強化に関する推進方針

効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体の発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他兼業農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化について、理解と協力を求めていくこととする。

5 農業経営基盤強化の促進に係る指導体制及び重点指導事項

南島原市は、南島原市担い手育成総合支援協議会において、認定農業者又は認定新規就農者、さらに今後これらの認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の指示等の重点的指導及び研修会の開催等を振興局の協力を受けつつ行う。

特に、経営の大規模化を目指す農業経営が展開しつつある地区においては、適切な資金計画の下に機械・施設への投資を行っていくため、日本政策金融公庫長崎支店等の参画を仰ぎつつ、資金計画作成に係る研修等、経営状況等を考慮した指導を実施する。

また、中山間地域においては、新規の集約的作目導入を図るため、市場関係者等関係機関の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する適切な指導を行い、複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の有効期間認定農業者に対しては、その経営のさらなる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と検証を行い、的確な指導・助言と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

南島原市における令和2年度の新規就農者は42人。また過去5年間の平均

5 農業経営基盤強化の促進に係る指導体制及び重点指導事項

南島原市は、南島原市担い手育成総合支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の指示等の重点的指導及び研修会の開催等を振興局の協力を受けつつ行う。

特に、大規模畜産を目指す農業経営が展開しつつある地区においては、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、日本政策金融公庫長崎支店の参画を仰ぎつつ、資金計画に係る研修等、濃密な指導を実施する。

また、ばれいしょ主体の土地利用型農業や稲作単一からの脱却を図ろうとする中山間地域においては、新規の集約的作目導入を図るため、市場関係者等関係機関の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の有効期間の中間年（3年目）および満了年（5年目）を迎える認定農業者に対しては、その経営のさらなる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と検証を行い、的確な指導・助言と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

南島原市における平成25年度の新規就農者は32人。また過去5年間の平均

は 29.4 人となっている。新たに農業を始める理由として、各種就農支援策を活用した後継者の就農のほか、定年退職に伴う就農などといった理由があげられる。今後、本市の基幹産業である農業を持続的に発展させるため、今後も担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。このことから、本市では新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保すべき目標の人数を年間 30 人とし、併せて、農業法人等への新規雇用就農者の確保にも努める。

自ら農業経営を開始しようとする青年等については、本市及びその周辺市の他産業従事者や優良な農業経営の事例と同程度とする年間労働時間（主たる従事者一人あたり 2,000 時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から 5 年後には、農業で生計が成り立つ年間農業所得（3 で示す 1 経営体あたりの年間農業所得の 5 割以上）を目標とする。

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着までの段階毎のきめ細かな支援をしていくことが重要である。

そのため、農地については農業委員会や農地中間管理機構、技術・経営面については振興局や農業協同組合など、関係機関が相互に連携・協力し、地域の中心的な経営体となるべく育成を図り、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に南島原市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、南島原市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方	農業従事の態
------	------	------	--------	--------

も 34 人と高い水準を維持している。これは就農給付金等の就農支援制度を利用する者が増えたことによるところが大きい。しかしながら、本市の基幹産業である農業を持続的に発展させるため、今後も担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。年等の育成・確保すべき目標の人

そこで、本市では新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保すべき目標の人数を年間 26 人とし、併せて、農業法人等への新規雇用就農者の確保にも努める。

自ら農業経営を開始しようとする青年等については、本市及びその周辺市の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間労働時間（主たる従事者一人あたり 2,000 時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から 5 年後には、農業で生計が成り立つ年間農業所得（3 で示す主たる農業従事者 1 人あたりの年間農業所得の 5 割以上）を目標とする。

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着までの段階毎のきめ細かな支援をしていくことが重要である。

そのため、農地については農業委員会や農地中間管理機構、技術・経営面については振興局や農業協同組合など、関係機関が相互に連携・協力し、地域の中心的な経営体となるべく育成を図り、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に南島原市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、南島原市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
------	------	------	---------	----------

			法	様等					
野菜 家族労働力 (3人)	〈作付面積等〉 ばれいしょ (春) 4.50ha ばれいしょ (秋) 2.50ha 〈経営面積〉 畑 7.00ha	〈資本装備〉 トラクター (31,40PS) 植付機(1列型) マルチャー (自走式) 茎葉処理機 (歩行型) 堀取機(自走式) 管理機 トラック(軽) トラック(2t) 運搬機 動力噴霧機 運搬車 土壌消毒機 ピッカー 堆肥散布機	複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 青色申告の実施	家族経営協定の締結により給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 農作業に係る軽作業についてパート雇用従事者の確保	果樹 家族労働力 (2人)	〈作付面積等〉 ハウスみかん 0.3ha 不知火(加温) 0.1ha 不知火(無加温) 0.1ha せとか 0.1ha 〈経営面積〉 樹園地 0.6ha	〈資本装備〉 連棟標準型加温ハウス(暖房機600型、換気扇込み) (6,000㎡) 作業収納舎 トラック(1トン) 動力噴霧器(3.5PS)	複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 青色申告の実施	家族経営協定締結に基づく給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 施設園芸等に係る農作業に係る軽作業についてパート雇用従事者を確保

野菜 家族労働力 (3人)	〈作付面積等〉 ばれいしょ (春) 2.50ha たまねぎ(早生) 3.50ha かぼちゃ 1.00ha 〈経営面積〉 畑 7.00ha	〈資本装備〉 トラクター (26,44PS) 植付機(1列型) マルチャー (歩行型) 茎葉処理機 (歩行型) 堀取機(自走式) 野菜移植機 収穫機 うね立て機 管理機 トラック(軽) トラック(2t) 運搬機 動力噴霧機 運搬車 土壌消毒機 堆肥散布機			営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
					野菜 家族労働力 (2人)	〈作付面積等〉 アスパラガス 0.15ha ばれいしょ 2ha (春作マルチ) ばれいしょ 2ha (秋作) 〈経営面積〉 畑 2.15ha	〈資本装備〉 ビニールハウス(APハウス) 作業収納舎 トラクター(25PS) 植付機(1列型) マルチャー(歩行型用) 茎葉処理機(歩行型用) 堀取機(自走式クローラ型)	複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 青色申告の実施	家族経営協定締結に基づく給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
					野菜 家族労働力 (2人)	〈作付面積等〉 ばれいしょ 2.5ha (春作マルチ) ブロッコリー 2.5ha 〈経営面積〉 畑 5ha	〈資本装備〉 作業収納舎 トラクター(25PS) 植付機(1列型) マルチャー(歩行型用) 茎葉処理機(歩行型用) 堀取機(自走式クローラ型)		農作業に係る軽作業についてパート雇用従事者を確保

野菜 家族労働力 (2人)	〈作付面積等〉 レタス(年内) 2.50ha ばれいしょ (春) 1.80ha かぼちゃ 0.70ha たまねぎ 0.50ha 〈経営面積〉 畑 5.50ha	〈資本装備〉 トラクター (34PS) 植付機(1列型) マルチャー (自走式) 茎葉処理機 (歩行型) 野菜移植機 堀取機(自走式) 管理機 トラック(軽) トラック(2t) 運搬機 動力噴霧機 堆肥散布機 土壤消毒機	複式簿記記帳 の実施により 経営と家計の 分離を図る。 青色申告の実 施	家族経営協定 の締結により 給料制、休日 制の導入 農繁期におけ る臨時雇用者 の確保による 過重労働の防 止 農作業に係る 軽作業につい てパート雇用 従事者の確保	野菜 家族労働力 (3.5人)	〈作付面積等〉 たまねぎ 4.0ha レタス 1.0ha かぼちゃ 1.0ha 〈経営面積〉 畑 5ha	〈資本装備〉 作業収納舎 トラクター(25PS) 管理機(6PS) 動力噴霧機(5PS) トラック(2t) 移植機(2列型) マルチャー(自走式・歩行型) たまねぎ収穫機(歩行型)		
	野菜 家族労働力 (3.5人)	〈作付面積等〉 レタス(年内) 2.0ha レタス(年明け) 4.0ha ばれいしょ 0.8ha (春作マルチ) 〈経営面積〉 畑 6.2ha	〈資本装備〉 ビニールハウス(浴 光処理用 100㎡) トラクター(25PS) 管理機(6PS) 動力噴霧器(5PS) トラック(2t) 運搬車(クローラ 型8PS) 堆肥散布機 土壤消毒機 植付け機(ばれい しょ歩行型)						

					営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
野菜 家族労働力 (3人)	〈作付面積等〉 ブロッコリー (春) 1.00ha ブロッコリー (秋) 2.00ha ブロッコリー (冬) 2.00ha 〈経営面積〉 畑 5.00ha	〈資本装備〉 トラクター (30PS) 野菜移植機 (歩行型半自動) うね立て機 管理機(6ps) トラック(軽) 動力噴霧機 肥料散布機 (トラクター装着容量 100 kg) 予冷庫(2坪) 育苗ハウス (ハイハウス 50 ㎡)					マルチャー(自走式・歩行型・トラクタ型) 掘取機(歩行型 5PS) 茎葉処理機(4PS) 半自動定植機(レタス) ライムソー マルチ巻取り機	複式簿記 記帳の実施 により経営と家計の 分離を図る。 青色申告の実施	家族経営協定締結に 基づく 給料制、 休日 制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 農作業に係る軽作業についてパート雇用従事者を確保
					野菜 家族労働力 (3人)	〈作付面積等〉 促成トマト 0.5ha 〈経営面積〉 畑 0.5ha	〈資本装備〉 低コスト耐候性ハウス(5,000㎡) 育苗ハウス(1,000㎡) 重油タンク(1.9kL)2基 防油堤 2ヶ所 トラクター(20PS) 管理機(6PS) 動力噴霧器(5PS) 軽トラック 加温機 3台 循環扇(4台/10a)		

<p>野菜 家族労働力 (3.5人)</p>	<p>〈作付面積等〉 いちご(高設) 0.30ha (ゆめのか株 冷0.20ha) (ゆめのか普 通0.10ha) 〈経営面積〉 畑 0.30ha</p>	<p>〈資本装備〉 ビニールハウ ス(30a) 高設栽培施設 (20a) トラック(軽) トラクター (21PS) 予冷库 高設育苗施設 管理機 動力噴霧機 自動換気設備 加温機 炭酸ガス発生 装置 電照設備</p>					<p>20台 多段サーモ 3台 自動換気</p>		
<p>営農類型</p>	<p>経営規模</p>	<p>生産方式</p>	<p>経営管理の方 法</p>	<p>農業従事の態 様等</p>					

<p>野菜 家族労働力 (2人)</p>	<p>〈作付面積等〉 いちご(土耕) 0.15ha (ゆめのか株冷) 〈経営面積〉 畑 0.15ha</p>	<p>〈資本装備〉 ビニールハウス(15a) トラック(軽) トラクター(28PS) 高設育苗施設 管理機 動力噴霧機 電照設備 暖房機 自動換気設備 炭酸ガス発生装置</p>	<p>複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 青色申告の実施</p>	<p>家族経営協定の締結により給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 農作業に係る軽作業についてパート雇用従事者の確保</p>	<p>野菜 家族労働力 (3人)</p>	<p>〈作付面積等〉 いちご 0.40ha 〈経営面積〉 畑 0.64ha (苗床込み)</p>	<p>〈資本装備〉 ビニールハウス(4,000㎡) 夜冷育苗施設 高設栽培施設(1,000㎡) 雨よけ点滴高設育苗施設(2,400㎡) 重油タンク(1.9kL)4基 防油堤4ヶ所 電照施設4ヶ所 予冷库(3坪) トラクター(20PS) うね立て機(7PS高畝整形機) 加温機4台 動力噴霧機(5PS) 高設用耕耘機(1.6PS) 炭酸ガス発生装置4台 軽トラック</p>		
<p>野菜 家族労働力 (3人) 常時雇用者 (3人)</p>	<p>〈作付面積等〉 促成トマト 0.50ha 〈経営面積〉 畑 0.50ha</p>	<p>〈資本装備〉 ビニールハウス(58a) トラック(軽) トラクター(27PS) 加温機 管理機 動力噴霧機 自動換気設備 循環扇 炭酸ガス発生装置</p>							

野菜 家族労働力 (4人)	〈作付面積等〉 アスパラガス 0.45ha 〈経営面積〉 畑 0.45ha	〈資本装備〉 ビニールハウス (45a) トラック (軽) 管理機 動力噴霧機		軽作業についてパート雇用 従事者の確保		夏秋ギク 8月出荷 0.1ha 夏秋ギク 8月出荷 型 (短茎多収) 0.1ha 秋ギク 9月出荷型 (シェード) 0.1ha 〈経営面積〉 畑 0.6ha			
野菜 家族労働力 (4人)	〈作付面積等〉 半促成メロン 1.20ha 夏作ネットメロン 0.35ha 秋作ネットメロン 0.50ha 〈経営面積〉 畑 2.05ha	〈資本装備〉 ビニールハウス (120a) トラック (軽) トラクター (24, 25PS) 管理機 動力噴霧機			葉たばこ 家族労働力 (3人)	〈作付面積等〉 葉たばこ (第1黄色種) 2.5ha 〈経営面積〉 畑 2.5ha	〈資本装備〉 育苗ハウス (100 m ²) 乾燥上屋及び作業 舎 (150 m ²) 乾燥室・乾燥機 (コ ンピューター含む・ 乾燥室 25 m ² 、乾燥 機 3台) トラクター (30PS) ディスクプラウ (25 ~40PS 用) 成畦被覆機 (20a/hr) 管理機 (5PS) 土壌消毒機 高架型作業機 (AP- 1)		
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態					

野菜 家族労働力 (3人)	(作付面積等) きゅうり 0.30ha	(資本装備) ビニールハウ ス (30a) トラック (軽) トラクター (20PS) 動力噴霧機 管理機 加温機 循環扇 炭酸ガス発生 装置 自動換気装置	複式簿記記帳 の実施により 経営と家計の 分離を図る。 青色申告の実 施	家族経営協定 の締結により 給料制、休日 制の導入 農繁期におけ る臨時雇用者 の確保による 過重労働の防 止 農作業に係る 軽作業につい てパート雇用 従事者の確保	防除機 残幹処理機
	(経営面積) 畑 0.30ha				
果樹 家族労働力 (4人)	〈作付面積 等〉 ハウスみかん 0.60ha せとか (ハウ ス) 0.20ha 不知火 (ハウ ス) 0.20ha 温州みかん (露地)0.30ha	〈資本装備〉 ビニールハウ ス (100a) トラック (軽) トラック (1.5t) 管理機 加温機 動力噴霧機			
	〈経営面積〉 畑 1.30ha				
肉用牛 家族労働 力 (2人)	〈作付面積等〉 肥育牛 200頭 (黒毛和種去勢)	〈資本装備〉 肥育牛舎 (2,016 m ²) 乾草舎 (140 m ²) 堆肥舎 (457 m ²) 農機具格納庫 (50 m ²) 飼料タンク 5基 トラック (1t) 1台 ショベルローダ (0.5 m ³) 1台 カッター 牛衡器 削蹄保定枠 動力噴霧器			複式簿記記 帳の実施に より経営と 家計の分離 を図る。 青色申告の 実施
					農業従事 の態様等
					家族経営 協定締結 に基づく 給料制、 休日制の 導入 農繁期に おける臨 時雇用者 の確保に よる過重 労働の防 止 農作業 に係る 軽作業 につい てパー ト雇用 従事者 を確保

<p>花き 家族労働力 (3人) 臨時雇用者 (1人)</p>	<p>〈作付面積等〉 トルコギキョウ 0.65ha 〈経営面積〉 畑 0.65ha</p>	<p>〈資本装備〉 ビニールハウス (65a) トラック (軽) トラック (1.5t) トラクター (23PS) 管理機 動力噴霧機 加温機 冷蔵庫 ヒートポンプ (育苗用) 循環扇 電照設備</p>			<p>酪農 家族労働力 (3人)</p>	<p>〈作付面積等〉 経産牛 50頭 飼料作物 2.9ha 〈経営面積〉 畑 5ha</p>	<p>〈資本装備〉 搾乳牛舎 (350㎡) 牛乳処理室 (42㎡) 管理室 (30㎡) 分娩室 (24㎡) 育成牛舎 (99㎡) カーフハッチ 3基 乾草庫 (90㎡位) 堆肥舎 (475㎡) 汚水貯留槽 (84㎡) パイプラインミルクカー (50頭用) バルククーラー (2t) カッター バークリーナー 温水器 自走式 TMR 調整機 送風機 25台 ショベルローダー (0, 5㎡) 糞尿処理機械 トラック (2t) 動力噴霧器</p>			<p>営農類型</p>	<p>経営規模</p>	<p>生産方式</p>	<p>経営管理の方法</p>	<p>農業従事の様態等</p>	<p>営農類型</p>	<p>経営規模</p>	<p>生産方式</p>	<p>経営管理の方法</p>	<p>農業従事の様態等</p>
<p>営農類型</p>	<p>経営規模</p>	<p>生産方式</p>	<p>経営管理の方法</p>	<p>農業従事の様態等</p>	<p>営農類型</p>	<p>経営規模</p>	<p>生産方式</p>	<p>経営管理の方法</p>	<p>農業従事の様態等</p>										

<p>工芸作物 家族労働力 (3人)</p>	<p>〈作付面積等〉 葉たばこ 2.80ha 〈経営面積〉 畑 2.80ha</p>	<p>〈資本装備〉 トラック(軽) トラック(1t) トラクター (33,41,65PS) 管理機 動力噴霧機 マニュアル レッター 深層土壌消毒 機 乾燥室 AP-1 針ラック</p>	<p>複式簿記記帳 の実施により 経営と家計の 分離を図る。 青色申告の実 施</p>	<p>家族経営協定 の締結により 給料制、休日 制の導入 農繁期におけ る臨時雇用者 の確保による 過重労働の防 止 農作業に係る 軽作業につい てパート雇用 従事者の確保</p>	<p>ブロイラ ー 家族労働 力 (2人)</p>	<p>〈作付面積等〉 ブロイラー 50,000羽 〈資本装備〉 鶏舎(3,150㎡) 機械器具庫(39㎡) 管理舎(19㎡) 堆肥舎(189㎡) 自動給餌システム ローレベル 給餌皿833個 自動給水器つり下 げ式500個 自動カーテン温度 比例式5組 給餌箱300個 給水器6L容器300 個 傘型ブルーター 1,000羽用50個 動力噴霧器2台 細霧装置5組 換気扇50台 送風機100台 制御盤5台 発電機 シヨベルローダー (0.5㎡) トラック(2t) 防鳥ネット</p>	<p>複式簿記 記帳の実施 により経 営と家計の 分離を図 る。 青色申告 の実施</p>	<p>家族経 営協定締 結に 基づく 給料制、 休日 制の導 入 農繁期 における 臨時 雇用者 の確保に よる 過重勞 働の防止 農作業 に係る軽 作業につ いてパー ト雇用従 事者を確 保</p>
--------------------------------	---	---	--	--	--	--	--	--

<p>工芸作物 + 野菜 家族労働力 (4人)</p>	<p>〈作付面積等〉 葉たばこ 3.50ha 秋冬はくさい 0.60ha かぼちゃ 0.80ha レタス(年内) 0.40ha ブロッコリー (秋)0.30ha 〈経営面積〉 畑 5.60ha</p>	<p>〈資本装備〉 トラック(軽) トラクター (23, 55, 72PS)) 管理機 動力噴霧機 マニュアルブ レッダー 深層土壌消毒 機 乾燥室 AP-1 針ラック</p>			<p>肉用牛 + 野菜 家族労働 力 (2人)</p>	<p>〈作付面積等〉 繁殖牛 30頭 飼料作物 6.0ha ばれいしょ 2.0ha (春作) ばれいしょ 2.0ha (秋作) 〈経営面積〉 畑 5ha</p>	<p>〈資本装備〉 牛舎、堆肥舎、飼料 庫 ショベルローダー トラクター(25PS) 植付機(1列型) マルチャー(歩行型 用) 茎葉処理機(歩行型 用) 堀取機(自走式クロ ーラ型) 堆肥散布機 (マニュアルプレ ッダー)</p>		
<p>営農類型</p>	<p>経営規模</p>	<p>生産方式</p>	<p>経営管理の方法</p>	<p>農業従事の態様等</p>					
<p>養豚</p>	<p>〈作付面積等〉 繁殖母豚 150頭</p>	<p>〈資本装備〉 繁殖豚舎(371㎡) 分娩豚舎(400㎡)</p>	<p>複式簿記記帳の実施により経営と</p>	<p>家族経営協定締結に基づく</p>					

肉用牛 家族労働力 (4人)	〈作付面積等〉 繁殖牛 50頭 飼料作物 3.00ha 〈経営面積〉 畑 2.00ha	〈資本装備〉 牛舎 (500 m ²) 堆肥舎 トラクター (50PS) 管理機 ブロードキャスター ローレルペーラー ディスクモア ー ラッピングマ シーン ホイールロー ダー トラック (軽) トラック (2 t ダンプ)			家族労働 力 (3人)	肥育豚舎 (1,488 m ²) 隔離豚舎 (54 m ²) 堆肥舎 (218 m ²) 汚水処理施設 (300 m ²) 簡易離乳子豚舎 27 基 飼料タンク 5基 自動給餌機 (肥育 豚、繁殖豚用) 分娩枠 48基 スチームクリーナ ー 動力噴霧機 ガスブルーダ 48 基 換気扇 33台 トラック (4 t) 糞尿処理機械	家計の分離 を図る。 青色申告の 実施	給料制、 休日制の 導入 農繁期に おける臨 時雇用者 の確保に よる過重 労働の防 止 農作業に 係る軽作 業につい てパート 雇用従事 者を確保
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方 法	農業従事の態 様等				
肉用牛 家族労働力 (3人)	〈作付面積等〉 肥育牛 150頭	〈資本装備〉 牛舎 (400 m ²) 堆肥舎 ホイールロー ダー トラック (軽) トラック (2 t	複式簿記記帳 の実施により 経営と家計の 分離を図る。 青色申告の実 施	家族経営協定 の締結により 給料制、休日 制の導入 農繁期におけ る臨時雇用者				

		ダンプ)		の確保による 過重労働の防 止
養 鶏 家族労働力 (2人)	〈作付面積 等〉 ブロイラー 52,000羽	〈資本装備〉 鶏舎 (3300 m ²) 堆肥舎 トラック (軽) トラック (2 t) 自動給餌シス テム 温度管理シス テム 動力噴霧機 細霧装置 換気扇 送風機 発電機		農作業に係る 軽作業につい てパート雇用 従事者の確保

<p>養 豚 家族労働力 (3人)</p>	<p>〈作付面積 等〉 繁 殖 母 豚 150 頭</p>	<p>〈資本装備〉 繁殖豚舎 (370 ㎡) 分娩豚舎 (400 ㎡) 肥 育 豚 舎 (1,500 ㎡) 簡易離乳子豚 舎 (250 ㎡) 堆 肥 舎 (220 ㎡) 汚水処理施設 自動給餌シス テム 動力噴霧機 トラック(軽) トラック (2 t ダンプ) バキュームカ ー ショベルカー</p>			
-------------------------------	---	--	--	--	--

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本町におけ

な営農類型については、第2の基本的指標を参考とする。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

- 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積及び面的集積の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積及び面的集積の目標	備考
面積の割合：82%	
なお、面的集積の目標については、農地中間管理事業等を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるよう努める。	

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

南島原市の平坦部では、水稻、ばれいしょ、**たまねぎ**、葉たばこを主体とする土地利用型農業、いちご、トマト、**アスパラガス**等の施設園芸作物等地域複合産地を展開し、認定農業者、**認定新規就農者**等を中心とした担い手への農地の利用集積が進んできているが、担い手ごとの経営農地は比較的分散

る主要な営農類型については、第2の基本的指標を参考とする。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

- 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積及び面的集積の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積及び面的集積の目標	備考
面積の割合：90%	
なお、面的集積の目標については、農地中間管理事業及び農地利用集積円滑化事業を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるよう努める。	

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

南島原市の平坦部では、水稻、ばれいしょ、葉たばこを主体とする土地利用型農業、いちご、トマト等の施設園芸作物等地域複合産地を展開し、認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進んできているが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化が図られず、担

傾向にあり、農作業の効率化が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、山間部では条件の悪い畑地や耕作者の高齢化等により耕作放棄地も年々増加している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

南島原市では、今後 10 年で更に農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

今後はほ場整備地域等を中心に農業経営の規模拡大と合理化を推進し、農用地の有効利用を図る。

(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関及び関係団体との連携等

南島原市の将来の農地利用ビジョンの実現を図るため、以下の施策を推進することとする。

なお、そのために関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、市関係各部、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び担い手育成総合支援協議会等による連携体制を整備する。

〔農地利用のビジョンの実現を図るための施策〕

施策名	地区名	実施予定年度	施策の概要等
土地改良事業	空池原地区	H25 ～ R3	区画整理 35.2ha
〃	見岳地区	H27 ～ R6	区画整理 21.2ha
〃	馬場地区	R1 ～ R7	区画整理 30.3ha
〃	津波見地区	R2 ～ R11	区画整理 95ha
〃	有家中部地区	R6 ～ R14	区画整理 70ha

い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、山間部ではばれいしょ等を中心に農用地の利用がなされているが、条件の悪い畑地や耕作者の高齢化等により耕作放棄地も年々増加している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

南島原市では、今後 10 年で更に農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

今後はほ場整備地域等を中心に農業経営の規模拡大と合理化を推進し、農用地の有効利用を図る。

(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関及び関係団体との連携等

南島原市の将来の農地利用ビジョンの実現を図るため、以下の施策を推進することとする。

なお、そのために関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、市関係各部、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地利用集積円滑化団体及び担い手育成総合支援協議会等による連携体制を整備する。

〔農地利用のビジョンの実現を図るための施策〕

施策名	地区名	実施予定年度	施策の概要等
土地改良事業	見岳地区	H27～H32	区画整理 23ha
〃	馬場地区	H29～H34	区画整理 38ha
〃	諏訪地区	H24～H29	区画整理 34ha
〃	空池原地区	H25～H30	区画整理 60ha

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

南島原市は、長崎県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の1「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向」に即しつつ、南島原市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

南島原市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア ほ場整備事業が完了した地区（古江・田中、坂下、布津北部、布津東部、原尾、大苑、原山、釘山、白木野、清谷、加津佐西部、**諏訪**）及び事業実施中の地区（空池原、見岳、**馬場**、**津波見**）、推進地区（**有家中部**）においては、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取り組みによって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 中山間地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

南島原市は、長崎県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、南島原市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

南島原市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア ほ場整備事業が完了した地区（古江・田中、坂下、布津北部、布津東部、原尾、大苑、原山、釘山、白木野、清谷、加津佐西部）及び事業実施中の地区（**諏訪**、空池原）、推進地区（見岳、馬場）においては、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取り組みによって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 中山間地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。

更に、南島原市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定

更に、南島原市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は**農地所有適格法人**が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（**農地所有適格法人**にあつては、（ア）、（エ）、及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従

業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第 18 条第 2 項第 6 号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（以下「農業生産法人以外の法人等」という。）を除く）又は農業生産法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 7 項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあつては、（ア）、（エ）、及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従

事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あつせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）から（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、（ア）に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施のよつて利用権の設定を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定または移転を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構、又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号

事者（農業生産法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あつせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）から（イ）に掲げる要件（農業生産法人にあつては、（ア）に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施のよつて利用権の設定を受ける場合、同法第 11 条の 31 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定または移転を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構、法第 4 条第 3 項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は

に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構、若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ **農地所有適格法人**以外の法人等が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人が行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ **農地所有適格法人**の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該**農地所有適格法人**に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該**農地所有適格法人**に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決

独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 農業生産法人以外の法人等が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人が行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決

済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 南島原市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成25年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）別記様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 南島原市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期

- ① 南島原市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。
- ② 南島原市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 南島原市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるも

済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 南島原市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成25年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）別記様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 南島原市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期

- ① 南島原市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。（附則第2条によりみなされる場合は不要）。
- ② 南島原市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 南島原市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるも

のとするが、その手続きについては、主として農地中間管理事業の活用を推進する。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（５）要請及び申出

- ① 南島原市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、南島原市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 南島原市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その他区内の土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 52 条第 1 項又は第 89 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、（４）の③の規定した農用地利用集積計画の定めるところにより設定等された利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 90 日前までに申し出るものとする。

のとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 30 日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（５）要請及び申出

- ① 南島原市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、南島原市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 南島原市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その他区内の土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 52 条第 1 項又は第 89 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 南島原市の全部又は一部をその事業の実施地域とする農地利用集積円滑化団体がその事業の実施地域内の農用地の利用の集積を図る目的のため、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②、③及び④に定める申出を行う場合において、（４）の③の規定した農用地利用集積計画の定めるところにより設定等された利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 南島原市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 南島原市は、(5)の②及び③及の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、南島原市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 南島原市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けること

は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 南島原市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 南島原市は、(5)の②、③及び④の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区又は農地利用集積円滑化団体からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、南島原市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 南島原市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けること

により取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有者の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が（１）の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項

ア その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸者又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和５５年農林水産省令第３４号）（以下、「農林水産省令」とい

により取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が農業生産法人以外の法人等である場合には、次に掲げる事項

ア その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸者又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和５５年農林水産省令第３４号）（以下、「農林水産省令」という。）で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨

ウ 撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項（（オ）については必要に応じて定める）

（ア）農用地を明け渡す際の現状回復の義務を負う者

（イ）原状回復の費用の負担者

（ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

（エ）賃借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

（オ）その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑥ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有者の移転に係る法律関係

う。)で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨

ウ 撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項（(オ)については必要に応じて定める）

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 賃借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

南島原市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

南島原市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を南島原市の掲示板への掲示により公告する。

なお、南島原市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画の取消し

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

南島原市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

南島原市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を南島原市の掲示板への掲示により公告する。

なお、南島原市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画の取消し

を行った場合は、その旨を公告する。

(10) 公告の効果

南島原市が、(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

南島原市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 南島原市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に該当する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 南島原市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会

を行った場合は、その旨を公告する。

(10) 公告の効果

南島原市が、(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

南島原市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 南島原市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農業生産法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 南島原市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会

の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に該当する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 南島原市は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を南島原市の**掲示板への掲示**により公告する。

④ 南島原市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

⑤ 南島原市農業委員会は、②の規定による取り消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。南島原市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、(公財)長崎県農業振興公社に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

(略)

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

南島原市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するもの

の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農業生産法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 南島原市は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を南島原市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 南島原市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

(略)

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

南島原市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するもの

とする。

ア 南島原市は、県営ほ場整備事業による農業生産基盤整備の促進を通じて、ほ場の大区画化を進めるとともに、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 南島原市は、**水田収益力強化ビジョン**の実現に向けた積極的な取り組みによって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。また、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

ウ 南島原市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

南島原市は、農業委員会、振興局、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係機関と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び**農地中間管理機構**は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、南島原市担

とする。

ア 南島原市は、県営ほ場整備事業による農業生産基盤整備の促進を通じて、ほ場の大区画化を進めるとともに、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 南島原市は、**地域水田フル活用ビジョン**の実現に向けた積極的な取り組みによって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。また、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

ウ 南島原市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

南島原市は、農業委員会、振興局、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係機関と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び**農地保有合理化法人**は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、南島原市担

い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、南島原市は、このような協力の推進に配慮する。

第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は平成19年3月30日から施行する。
- 1 この基本構想は平成22年6月10日から施行する。
- 1 この基本構想は平成26年10月1日から施行する。
- 1 この基本構想は令和4年1月19日から施行する。

別紙1（第4の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- （1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に

い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、南島原市は、このような協力の推進に配慮する。

「第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項」の削除

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は平成19年3月30日から施行する。
- 1 この基本構想は平成22年6月10日から施行する。
- 1 この基本構想は平成26年9月 日から施行する。

別紙1（第4の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- （1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が

限る。)又は畜産公社(農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)

○ 対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農業生産法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年制令第346号)第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2(第4の1(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するた

対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)

○ 対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農業生産法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年制令第346号)第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2(第4の1(2)関係)

めの利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）
の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は、最長20年とする。</p> <p>2 残存期間は移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を</p>

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）
の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は3年、6年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間とする。ただし利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常栽培期間からみて3年、</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わ</p>

	<p>該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>賃の支払い等を履行するものとする。</p>	<p>請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間の協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき南島原市が認定した額をその費やした金額又は増価額と</p>	<p>6年とすることが相当でない認められる場合には、3年、6年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の途中において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>当該年に係る借賃の支払い等を履行するものとする。</p>	<p>ず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間の協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき南島原市が認定した額をその費やした金</p>
--	---	--------------------------	---	--	---	---------------------------------	--

			する旨を定めるものとする。
--	--	--	---------------

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

			額又は増価額とする旨を定めるものとする。
--	--	--	----------------------

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないとき	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

	<p>設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>		
--	---	--	--

	<p>は、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>		
--	---	--	--

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合。

①存続期間（又残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の</p>	<p>Iの③に同じ。</p> <p>この場合においてIの③の中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるもの</p>	Iの④に同じ。

①存続期間（又残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合にお</p>	<p>Iの③に同じ。</p> <p>この場合においてIの③の中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と</p>	Iの④に同じ。

	算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理経費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようするものとする。	とする。	
--	---	------	--

	いて、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理経費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようするものとする。	読み替えるものとする。	
--	---	-------------	--

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の対価に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用計画集積計画に基づく法律関係は

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の対価に比準して算定される額を基準とし、その	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用計画集積

する。

失効するものとする。

生産力等を勘案して算定
する。

計画に基づく法律関係は
失効するものとする。

別紙3（第6の4関係）
（削除）

--	--

--	--